

出資法人の概要調書

名 称	公益社団法人 静岡県農業振興基金協会
代 表 者	理事長 鈴木 政成
所 在 地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号 静岡県農業会館4階 電話番号 054-284-9545
設 立 年 月 日	昭和56年8月25日
県 の 所 管 課 名	静岡県 経済産業部 農業局 農業戦略課（農業戦略班） 電話番号 054-221-3611
設 立 目 的	（定款第3条） この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。
主 要 事 業	（定款第4条） 1 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業 2 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業 3 健康で明るい村づくりに関する助成事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本金	4,001,000 千円
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県 2,000,000 千円 (49.9%) その他 2,001,000 千円 (50.1%)
役員の名・氏名	理事長 鈴木 政成 理 事 櫻井 正陽 理 事 田中 真生 理 事 望月 辰彦 理 事 梶 毅 理 事 河原崎友二 理 事 藤沼 和明 理 事 山田 耕司 理 事 和田 康 理 事 榛葉 智之 理 事 鎌野 厚 監 事 安本 和正 監 事 中野 重弘
摘 要	

公益社団法人静岡県農業振興基金協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県農業振興基金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業
- (2) 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業
- (3) 健康で明るい村づくりに関する助成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、静岡県農業協同組合中央会、静岡県信用農業協同組合連合会、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県厚生農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、静岡県その他この法人の目的に賛同して入会したものであって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金、寄託金又は会費)

第7条 静岡県農業協同組合中央会及び静岡県は出資金を、その他のものは寄託金又は会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(寄託金の返還に係る債権の譲渡)

第11条 会員は、退会しようとするとき又は除名されたときは、寄託金の返還に係る債権を理事会の承認を得て、他の会員に譲り渡さなければならない。

(寄託金の返還)

第12条 この法人は、この法人が解散したときは、寄託金の返還に係る債務以外の債務

を弁済した後に、解散の時ににおける会員の寄託金の総額を限度として当該会員の拋出割合に応じて寄託金を当該会員に返還しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、総会の日々の2週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 会費
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (5) この法人の設立後に理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分の制限)

第38条 前条第2項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において、総会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第49条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、夏目善宇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和5年度 公益社団法人静岡県農業振興基金協会の理事及び監事名簿

役 職 名	氏 名	所 属・役 職
理 事 長	鈴 木 政 成	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
理 事	櫻 井 正 陽	静岡県経済産業部農林水産担当部長
理 事	田 中 真 生	静岡県経済産業部政策管理局长
理 事	望 月 辰 彦	静岡県経済産業部農業局长
理 事	梶 毅	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理 事	河 原 崎 友 二	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理 事	藤 沼 和 明	富士伊豆農業協同組合代表理事専務(中東部地区農協代表)
理 事	山 田 耕 司	遠州中央農業協同組合代表理事理事長(西部地区農協代表)
業務執行理事	和 田 康	静岡県農業協同組合中央会専務理事
理 事	榛 葉 智 之	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事専務
理 事	鎌 野 厚	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事専務
監 事	安 本 和 正	静岡県厚生農業協同組合連合会代表理事専務
監 事	中 野 重 弘	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部副本部長

事業報告

令和4年度

〔 令和4年4月 1日から
令和5年3月 31日まで 〕

I 事業実施の状況

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化や減少に加え、農産物の消費量の減少や輸入の増大、耕作放棄地の拡大など様々な問題を抱えている。このため、次代を担う経営体の育成、環境に配慮した安全・安心な食料の安定供給、本県農畜産物の消費拡大や国際競争力の強化、優良農地の確保と集積など、幅広い課題への対応を迫られている。

こうした状況を踏まえ、本協会は、行政機関及びJAグループとの連携を通じて、活力ある静岡県農業の構築を図るとともに、農業経営の改善や地域農業の振興を目指す農業者等の組織などの活動を支援するため、次の事業に取り組む。

1. 競争力のある経営体の育成と産地の強化及び本県主要農産物の消費拡大
2. 農業・農村における幅広い担い手の育成と確保
3. 農産物のマーケティング、農業生産技術の研究、新技術・新品種の導入や新商品開発など地域農業振興対策の推進
4. 地域の特性を活かした農山村地域の活性化
5. 県民への農業・農村の理解促進と食農教育の推進

実施内容

基本方針に基づき、助成事業として指定事業及び一般事業（担い手育成対策事業、地域農業振興対策事業、農村振興対策事業）とともに、事務局事業（静岡県農林水産業理解促進事業）を実施した。

1. 助成事業

(1) 指定事業 5件 助成金支給確定額 13,000,000円

農業関係機関及び団体等が実施する担い手育成事業や茶業振興事業に対し、定額助成を実施した。

令和4年度は、全国共済農業協同組合連合会（地域・農業活性化積立金）及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施した。

① 次代を担う人材確保・育成支援事業

(公益社団法人静岡県農業振興公社 1,500,000 円)

静岡県への就農希望者がアクセスし、魅力を感じられるようホームページを改善し、必要な就農情報をタイムリーに提供した。

東京、大阪での、新・農業人フェアや移住フェアなどに7回参加し、就農相談が123件あった。

JAの地域受入連絡会と連携して現地見学会を開催し、参加者98人に対し、農業理解と就農意欲の高揚を図った。

新規就農計画策定中の、新規就農者40人と情報交換を17回実施するなど、農業人材の育成・確保に取り組んだ。

② 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

(静岡県農業協同組合青壮年連盟 1,000,000 円)

第71回静岡県JA青年組織活動実績・JA青年の主張発表大会を開催し、活動発表等を通じ組織のレベルアップと活性化につなげた。

静岡県青壮年セミナーを開催し、Webを含め87人が参加し、(株)アイファームの先進的取り組みなどについて学んだ。

AOI-PARC及びJAふじ伊豆への視察研修を行い、最新技術について学んだ。

③ 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

(静岡県産地技術課題解決研究会 1,500,000 円)

サツマイモの栽培技術、貯蔵技術について、技術構築を図った。

赤シソのコガネムシ防除技術の試験・調査を実施した。

酒造好適米「令和誉富士」の乾田直播技術の構築や、多収米品種(4品種)の栽培比較試験を行い、「笑みたわわ」の多収性を明らかにした。

三方原バレイショの新品種試験を行い、「きたむかい」の有望性を明らかにした。

産官学技術交流事業において、IPM技術指導者養成研修の開催及び産官学技術交流事業報告会を開催し90名が参加し、技術力の向上を図った。

④ 農業高校夢・未来塾開催事業

(静岡県農業高等学校長会 1,000,000 円)

夢・未来塾入塾式において、農業参入のヤギーズファームの講演により、マネジメント能力の向上を図った。

県内の先進農家見学を行い、スイートネスファーム藤枝(マンゴー)、河原崎農園(トマト)、オリザファーム(水稻)の経営技術を学んだ。

静岡県農業局及び農林事務所の指導を受け、10人が農業プランを策定し、発表会を開催し農業の未来を担う学生の資質向上や交流を深めた。

⑤ 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業

(静岡県経済農業協同組合連合会 8,000,000 円)

JA仕上げ加工販売の工場における、経営コンサルタントの事業内容調査報告結果を基に、6事業、8工場の経営改善策を示した。

通販カタログにより、新茶、中元、歳暮、年賀の贈答品セットの拡販を図った。

静岡抹茶ペーストを使用した商品開発提案により、新規販路拡大を行った。

品種茶苗木の取扱許諾契約を積極的に行い、茶苗の安定供給を図った。

米国の日本食レストランで高級茶を有料で提供するプロジェクトに取り組んだ。

(2) 一般事業 58件 助成金支給確定額 19,561,000円
農業者等の組織などが地域農業の課題解決に向けた事業を実施するの
に要する経費の一部(1/2以内)を助成した。

令和4年度は、担い手育成対策事業7件、地域農業振興対策事業45
件及び農村振興対策事業6件、合計58件に対して助成した。

① 担い手育成対策事業 (7件 2,150,000円)

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織及び農
業協同組合が実施する事業に対して助成した。

ア. 農業者経営能力等向上事業 (4件 900,000円)

(ア) JA大井川青壮年部焼津支部は、イチゴ生産者の佐々木敦史氏か
ら「従業員教育の考え方」、一般社団法人日本ほめる達人協会の横
山源太氏から、「ほめるコミュニケーション」を学んだ。

農家10戸の3か年の確定申告書から、個々の経営分析を行った。

社会保険労務士指導により、労務管理マニュアルの作成を行った。

(イ) JA遠州中央は、特産農産物である青梗菜、キャベツの栽培技術に
ついて、新規参入者などに効率的に伝承するため、動画撮影を行い、
これを新規参入者などに見せることで、管内特産物の栽培技術のレ
ベルアップに取り組んだ。

イ. 担い手等広域交流促進事業 (2件 850,000円)

(ア) 静岡県農業参入法人研究会(農業振興公社)は、「研究会10周
年記念大会」を開催し、90人余の会員等の参加により活動発表等
を行い、2会員の確保につながった。

参入希望法人に対し、会員7社への視察を受入れ、参入希望企業4
社に対し、会のPRと農業参入促進を推進した。

ウ. 生きがい農業応援事業 (1件 400,000円)

(ア) JA大井川は、まんさい館やKADODE OOIGAWAへの出荷希望者
を参集し研修を行い、年間12品目の栽培技術の指導を行った。

栽培への機械導入の実習により、省力栽培技術の指導を行った。

ファーマーズマーケットでの端境期を狙った作型の導入として、玉葱な
どの栽培技術指導に取り組んだ。

エ. 農業・農村男女共同参画推進事業 (0件 0円)

本年度は事業の実施がなかった。

② 地域農業振興対策事業 (45件 16,475,000円)

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 農産物マーケティング推進事業 (23件 9,116,000円)

(ア) 農事組合法人伊豆月ヶ瀬梅組合では、新たに冷凍梅を利用した梅シロップの製造に取り組み、濾過殺菌工程の改善などにより、梅シロップの増産につながった。品質については、消費者等へのアンケート調査により従来と同等の品質であることが明らかとなった。

(イ) 茶レンジャーほうじ茶部会(富士市)では、専用紙袋等の製作と、首都圏イベントへの出展により、ギフト商品としての販売促進が図られた。九州への先進地視察により、新たにほうじ茶の体験メニューを開発し、首都圏において体験イベントを開催し知名度の向上を図った。

(ウ) 静岡県いちご協議会(JA経済連)は、いちごの脱プラスチック容器の検討を行い、5種類の脱プラ容器の中から、3種を選定した。

選定した3容器でのいちご輸送試験を行った結果問題は見られず、総合的に1種の脱プラ容器を選定した。

(エ) 静岡県農業経営士協会茶部会は、世界お茶まつりにおいてテイastingフェスティバルを開催し、830人の来場者に対し、14種類のリーフ茶の試飲とアンケート調査を実施し、2,000円/100gのリーフ茶が人気で、子供は和紅茶に関心を持っていることが明らかとなった。

(オ) JA大井川花卉部会は、ホームページ制作会社と連携し、管内で生産される268品種の花弁の写真撮影、特徴や出荷時期などの記事を作成し、JA大井川のホームページ上に花卉のWEBカタログを製作し、取引市場や花店などに対しJA大井川の花弁をアピールした。

(カ) 浜松市認定農業者協議会天竜支部は、渋谷AZLM(コネクティッドカフェ渋谷地下街)において2か月間18スペースを活用し、天竜地域の農産物PRを実施した。お茶の新商品2種類も開発した。

イ. 農業生産研究グループ事業 (8件 2,616,000円)

(ア) JA静岡市柑橘部会は、不知火コハン症の被害軽減対策として、不知火の栽培園地ごとに土壌水分の計測を行い標準数値化を図った。環境調査結果(土壌水分等)と果実分析結果などをもとに、不知火栽培管理マニュアルを作成し、栽培技術の徹底を図った。

(イ) 牧之原観光農園振興研究会は、オリジナルいちご包装パッケージや、観光いちご狩り園のパンフレットを作成し、多品種の魅力と安全安心のいちご狩りができることを広くPRした。

視察研修により、PR手法や運営方法を学び、経営に取り入れた。

(ウ) 紫蘇研究会病虫害研究グループ(島田市)は、紫蘇の選択性除草剤の散布試験を行うとともに、BT剤のローテーション散布技術を構築し、防除暦を作成した。

追肥試験を実施し、化成肥料の追肥による多収効果を確認した。

(エ)合同会社いっちょやらざあ(掛川市)は、凍霜害の多い茶園跡地へのヘーゼルナッツの導入に取り組み、耐寒性については、マイナス10℃でも枯死することなく生育することを確認した。

獣害除けのフェンスを試験設置したところ、獣害が抑制できた。

ウ. 安全安心な農産物を生産するための基盤づくり事業 (3件 1,282,000円)

(ア) 葉っパイ向島園(藤枝市)では、有機茶の残留農薬分析によりEUやアジアへの輸出が可能であることが確認でき、取引先との情報共有により、販売価格が17~27%向上した。

残留農薬基準と、分析結果を照らし、残留農薬確認表を作成した。

(イ) 有限会社川根茶ぬくり園では、新たにGAP指導員を2名育成し、GAPの目的や重要性を周知徹底し、GAP推進の体制を整えた。

これらにより、GAPの維持審査がスムーズに行われ、茶の販売先の安全安心への要望に対応することができた。

エ. 農作物鳥獣等被害対策事業 (1件 201,000円)

(ア) 基盤整備茶園鳥獣被害対策研究会(島田市川根)では、茶園造成地への電気柵、鉄柵、グレーチング等の、鳥獣害防止技術の研究に取り組んだ。加害の中心はイノシシとシカであり、試験の結果、高さ150cmの電気柵により、被害防止効果が得られることを実証した。

オ. 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業 (4件 1,034,000円)

(ア) つながる田んぼ(焼津市)では、耕作放棄地を活用した有機稲作栽培を通じ、「有機の米づくり~成果と課題~」を作成・配布した。

無煙炭化器による、竹及び籾殻のバイオ炭の製造実証に取り組み、水田への施用実証を行った。

(イ) はるのフューChaプロジェクト(浜松市天竜区春野町)では、耕作放棄茶園を利用した機械化対応自然栽培茶生産に取り組んだ。

再生1年目の収量は少なめであったが、消費者からは自然栽培への関心と、渋みが少なくさっぱりして飲みやすいとの評価を得た。

カ. 農業生産新技術等導入促進事業 (6件 2,226,000円)

(ア) 新商品開発販売研究事業 [1件 300,000円]

a. JA遠州中央小物野菜部会では、タアサイ袋詰め機械について、実演会を通じ機種を1つに絞り込んだ。

資材メーカーと連携し、袋詰め用の専用袋とデザインを決定した。

タアサイ袋詰めのサンプルを京浜市場へ試験出荷し、改善点などを明らかにした。

(イ) 農業新技術開発普及促進事業 [5件 1,926,000円]

a. 伊豆花木研究会(東伊豆町)では、カーネーションの補完作物として、伊豆の気候や需要などを確認し、ユーカリポポラスを選定した。

土づくり、畝間、株間、条間などの検討と、試験栽培を開始した。

出荷販売(選別から箱詰め含む)は、JAふじ伊豆に決定した。

- b. JAとぴあ浜松 浜松PCガーベラは、ガーベラのコナジラミを採取し、全て薬剤抵抗性の高い「バイオタイプQ」であることを明らかにした。
気門封鎖剤の散布方法などについて、防除技術の統一化を図るとともに、光防除試作機について、メーカーとほ場への設置を行った。

(ウ) 優良種苗供給事業 [0件 0円]

本年度は事業の実施がなかった。

③ 農村振興対策事業 (6件 936,000円)

農村の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 地域特産づくり推進事業 (2件 186,000円)

- (ア) JA遠州中央ブルーベリー研究会では、資材メーカーと連携し専用資材の開発により、遠中ブルーベリーとして共販ブランド化を図った。
加工用原料の販路開拓を行い、出荷ロス率が約30%軽減した。
研究会の栽培技術向上のため、ブルーベリー栽培暦を作成した。

イ. グリーン・ツーリズム推進事業 (2件 350,000円)

- (ア) 静岡県グリーン・ツーリズム協会伊豆支部は、農山漁村地域案内ツアーを推進するため、会員施設の体験プログラムを27件構築した。
旅行会社のエージェントを招集し、モニターツアーを開催した。
農山漁村地域案内ツアーを効果的に広報するため、ホームページの作成を行った。

ウ. 食農教育支援事業 (2件 400,000円)

- (ア) みしまオーガニック給食プロジェクトでは、SNSやホームページの更新をほぼ毎日行うとともに、デザイン性の高いチラシ、ロゴなどにより、食農ライフへの憧れを喚起し、64人の会員を確保した。
非会員を交えた交流会2回、イベント出展2回。有機農法研究会2回、自然食料理教室1回、味噌づくり1回などに取り組んだ。

エ. 朝市等推進事業 (0件 0円)

本年度は事業の実施がなかった。

なお、緊急助成事業は実施しなかった。

2. 事務局事業 1件 489,600円

県民をはじめ国内外へ幅広く、静岡県農林水産業を紹介するため、パンフレット「静岡県の農林水産業」を、県と連携して3,500部(日本語版3,000部、中国語版500部)作成し、市町、農業関係機関・団体、公立図書館、農業高校等へ配布した。

Ⅱ 主な処理事項

1. 会議等

年月日	処 理 内 容
4.5.20	事業運営委員会 ① 令和3年事業報告について ② 令和3年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について
5.25	監事監査
6.1	理事会 ① 第11回定時総会の招集と付議事項について ② 令和3年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録の承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
6.10	議案説明会 ① 令和3年度事業報告について ② 令和3年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
6.30	第11回定時総会 ① 令和3年度事業報告について ② 令和3年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
6.30	理事会 ① 理事長の選任について ② 業務執行理事の選任及び業務執行権限について
7.11	事業運営担当者会議 ① 令和4年度助成事業(一般事業)の申請内容の検討について
7.15	事業運営委員会小委員会(書面審議) ① 令和4年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
7.25	事業運営委員会(書面審議) ① 令和4年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
8.9	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 令和4年度助成事業(一般事業)の承認について

5.1.20	事業運営委員会小委員会 ① 令和5年度農業振興基金協会の運営について ② 令和5年度事業計画(指定事業等)について ③ 令和5年度収支予算案と事業別予算配分について ④ 業務細則の一部変更について ⑤ 中長期計画について
1.27	事業運営委員会(書面審議) ① 令和5年度農業振興基金協会の運営について ② 令和5年度事業計画(指定事業等)について ③ 令和5年度収支予算案と事業別予算配分について ④ 業務細則の変更について ⑤ 中長期計画について
2.13	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 臨時総会の招集と提出議案について ③ 青山理事の利益相反取引に係る契約の締結について
3.13	臨時総会議案説明会 ① 令和5年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて
3.28	臨時総会 ① 令和5年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

2. 主務官庁(静岡県)等への報告

年月日	処 理 内 容
4.7.19	令和3年度事業報告等に係る書類提出(認定法 C2-1)
7.27	役員(理事)変更届出書類の提出(認定法 B4-1)
5.3.15	令和5年度事業計画書等に係る書類提出(認定法 C1-1)

3. 登記関係

年月日	処 理 内 容
4.7.21	役員(理事)の変更登記

4. 税務関係

年月日	処 理 内 容
4.12.5	静岡市へ駿河区償却資産の簡易申告書(令和5年度)提出

5. 一般業務事項

年月日	処 理 内 容
4.4.1	令和3年度助成事業(指定事業)の確定(5件)
4.1	令和4年度助成事業(指定事業)の決定(5件)
4.6	令和3年度助成事業(一般事業)の確定(50件)
	令和4年度助成事業(一般事業)説明会
4.8	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
4.7	東部地区 静岡県東部総合庁舎
4.12	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
4.18	志太榛原地区 JA大井川本店
4.15	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
4.15	西部地区 静岡県西部総合庁舎
	令和4年度助成事業(一般事業)事前審査(ヒアリング)
5.27	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
5.26	東部地区 静岡県東部総合庁舎
5.23	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
5.24	志太榛原地区 JA大井川本店
5.31	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
5.31	西部地区 静岡県西部総合庁舎
6.3	令和4年度助成金(指定事業)の支払い(5件)
8.10	令和4年度助成金(一般事業)の支給決定(58件)
9.9	令和4年度助成金(一般事業)の支払い(58件)
3.9	令和4年度助成事業(指定事業)の計画変更承認(1件)
9.16~3.24	令和4年度助成事業(一般事業)の計画変更承認(5件)
7.5~2.8	令和4年度助成事業(指定事業)の現地確認調査(5件)
10.21~1.18	令和4年度助成事業(一般事業)の現地確認調査(45件)
1.24	農協農政・営農担当部課長会議(事業募集広報)
1.25	産官学技術交流事業報告会(事業募集広報)
3.10	農協青壮年連盟運営反省研究会(事業募集広報)
3.14	令和5年度農業振興基金協会ホームページ作成掲載・広報
3.11	令和5年度助成事業(一般事業)募集の広報誌掲載依頼 (県、各JA、JA連合会、市町等)
2.22	「静岡県の農林水産業」パンフレット配布 (各JA、JA連合会、市町、教育機関、図書館等)

Ⅲ 組 織

1. 会 員(令和4年度末現在)

No.	会 員 名	No.	会 員 名
1	静岡県	10	静岡市農業協同組合
2	静岡県農業協同組合中央会	11	大井川農業協同組合
3	静岡県信用農業協同組合連合会	12	ハイナン農業協同組合
4	静岡県経済農業協同組合連合会	13	掛川市農業協同組合
5	静岡県厚生農業協同組合連合会	14	遠州夢咲農業協同組合
6	全国共済農業協同組合連合会	15	遠州中央農業協同組合
7	函南東部農業協同組合	16	とびあ浜松農業協同組合
8	富士伊豆農業協同組合	17	三ヶ日町農業協同組合
9	清水農業協同組合	計	17 会員

2. 役 員(令和4年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
理 事 長	1	青山吉和
業務執行理事	1	松本早已
理 事	9	櫻井正陽 鈴木洋子 横山雅機 鈴木正三 松永大吾 小川通博 豊田勇治 伊藤佳徳 寺田国彦
監 事	2	安本和正 中野重弘
合 計	13	

3. 事業運営委員(令和4年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
委 員 長	1	松本早已
委 員	12	中尾 穰 笹野 努 酒井信尚 増田浩章 中村友之 吉田 慎 本橋夏生 杉山和陽 寺尾 淳 藤本敏文 篠崎 隆 新井孝典
合 計	13	

4. 職 員(令和4年度末現在)

職 名	員数	氏 名
事 務 局 長	1	平出裕之
次 長(兼務)	1	小澤 学
経理担当(兼務)	1	神戸紗良奈
合 計	3	

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	21,522,276	26,851,480	△ 5,329,204
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
未収金	3,494,874	3,179,356	315,518
流動資産合計	35,017,150	40,030,836	△ 5,013,686
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,204,632,669	3,205,362,574	△ 729,905
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,005,647,352	4,006,377,257	△ 729,905
(2) 特定資産			
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	49,804,538	49,804,538	0
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	70,804,538	70,804,538	0
(3) その他固定資産			
什器備品	22,044	58,782	△ 36,738
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	22,044	58,782	△ 36,738
固定資産合計	4,076,473,934	4,077,240,577	△ 766,643
資産合計	4,111,491,084	4,117,271,413	△ 5,780,329
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出資金	2,051,701,923	2,052,436,728	△ 734,805
寄附金	4,000,000	4,000,000	0
指定正味財産合計	2,055,701,923	2,056,436,728	△ 734,805
(うち基本財産への充当額)	(2,001,897,385)	(2,002,632,190)	△ 734,805
(うち特定資産への充当額)	(53,804,538)	(53,804,538)	0
2 一般正味財産	55,789,161	60,834,685	△ 5,045,524
(うち基本財産への充当額)	(3,749,967)	(3,745,067)	(4,900)
(うち特定資産への充当額)	(17,000,000)	(17,000,000)	(0)
正味財産合計	2,111,491,084	2,117,271,413	△ 5,780,329
負債及び正味財産合計	4,111,491,084	4,117,271,413	△ 5,780,329

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	24,670,895	24,642,224	28,671
基本財産受取利息	24,670,895	24,642,224	28,671
特定資産運用益	33,319	32,747	572
特定資産受取利息	33,319	32,747	572
受取寄附金	13,000,000	13,000,000	0
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄附金振替額	8,000,000	8,000,000	0
雑収益	5,559	5,509	50
受取利息	5,559	5,509	50
雑収益	0	0	0
経常収益計	37,709,773	37,680,480	29,293
(2) 経常費用			
事業費	39,240,406	37,075,638	2,164,768
給料手当	4,556,400	4,582,200	△ 25,800
福利厚生費	903,700	840,000	63,700
会議費	21,242	7,000	14,242
旅費交通費	123,940	99,097	24,843
通信運搬費	193,756	103,536	90,220
減価償却費	25,717	68,578	△ 42,861
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	81,088	135,831	△ 54,743
印刷製本費	489,600	477,500	12,100
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	32,561,703	30,478,000	2,083,703
指定事業助成金	13,000,000	13,000,000	0
担い手育成対策事業助成金	2,150,000	1,905,000	245,000
地域農業振興対策事業助成金	16,475,703	13,014,000	3,461,703
農村振興対策事業助成金	936,000	2,559,000	△ 1,623,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑費	73,260	73,896	△ 636
管理費	3,514,891	3,674,914	△ 160,023
給料手当	2,155,600	2,313,800	△ 158,200
福利厚生費	427,300	425,000	2,300
会議費	41,713	43,486	△ 1,773
旅費交通費	13,070	11,932	1,138
通信運搬費	64,595	34,516	30,079
減価償却費	11,021	29,390	△ 18,369
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	20,272	40,604	△ 20,332
印刷製本費	159,478	151,998	7,480
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金	425,080	425,080	0
委託費	0	0	0
雑費	106,762	109,108	△ 2,346
経常費用計	42,755,297	40,750,552	2,004,745
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,045,524	△ 3,070,072	△ 1,975,452
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,045,524	△ 3,070,072	△ 1,975,452

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除去損	0	0	0
什器備品除去損	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,045,524	△ 3,070,072	△ 1,975,452
一般正味財産期首残高	60,834,685	63,904,757	△ 3,070,072
一般正味財産期末残高	55,789,161	60,834,685	△ 5,045,524
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	8,000,000	8,000,000	0
受取寄附金	8,000,000	8,000,000	0
基本財産運用益	8,559,228	8,537,884	21,344
基本財産受取利息	8,559,228	8,537,884	21,344
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	24,479	23,907	572
特定資産受取利息	24,479	23,907	572
一般正味財産への振替額	△ 17,318,512	△ 17,289,263	△ 29,249
当期指定正味財産増減額	△ 734,805	△ 727,472	△ 7,333
指定正味財産期首残高	2,056,436,728	2,057,164,200	△ 727,472
指定正味財産期末残高	2,055,701,923	2,056,436,728	△ 734,805
III 正味財産期末残高	2,111,491,084	2,117,271,413	△ 5,780,329

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金			0
	普通預金	静岡県信連本店	運転資金	21,522,276
	定期預金	静岡県信連本店	運転資金	10,000,000
	未収金	地方債の運用益等の未収額	基本財産、特定資産の運用益等の未収額	3,494,874
流動資産合計				35,017,150
(固定資産)				
基本財産	有価証券	第97回共同発行市場公募地方債他	地方債等で保有し、運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	3,204,632,669
	普通預金	静岡県信連本店	運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	0
	定期預金	静岡県信連本店	運用益の88%を農業・農村振興助成事業、12%を法人会計の財源として使用している。	801,014,683
特定資産	農業振興基金積立資産	静岡県信連本店	定期預金で保有し、全額が公益目的保有財産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	17,000,000
	農業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店	普通預金及び定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	49,804,538
	茶業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店	定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業の茶業振興に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の茶業振興の財源として使用している。	4,000,000
その他固定資産	什器備品	パソコン2台 静岡市駿河区曲金3-8-1	70%が農業・農村振興助成事業、残り30%を法人会計で使用している。	22,044
	ソフトウェア	会計処理ソフト 静岡市駿河区曲金3-8-1	70%が農業・農村振興助成事業、残り30%を法人会計で使用している。	0
固定資産合計				4,076,473,934
資産合計				4,111,491,084
(流動負債)				
	未払金			0
流動負債合計				0
(固定負債)				
	預り寄託金	静岡県経済連等	会員からの寄託金	2,000,000,000
固定負債合計				2,000,000,000
負債合計				2,000,000,000
正味財産				2,111,491,084

令和5年度事業計画

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化や減少に加え、農産物の消費減退や輸入の増加、耕作放棄地の拡大など、様々な問題を抱えている。

このような現状を踏まえ、本協会は、県及び農業団体が展開する農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化等のための諸施策の補完・充実に向け、次の事業を実施する。

1. 農業者の経営能力や技術力向上のための研修、仕組みづくり等、「地域農業の担い手の育成・確保」に関する助成事業
2. 農産物のマーケティング、新技術・新品種の導入、安全安心な農産物の生産基盤づくり、耕作放棄地対策等、「地域農業の振興」に関する助成事業
3. 地域の特産づくり、グリーン・ツーリズム、食農教育の推進等、「農山村地域の振興と活性化」に関する助成事業
4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

実施計画

1. 基本方針に基づき、助成事業(指定事業・一般事業)及び事務局事業を実施する。
2. 指定事業については、全国共済農業協同組合連合会及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施する。
3. 一般事業については、当協会の中核事業として位置付け、事業予算を優先的に配分して実施する。

参 考

1. 農業振興基金協会事業は、助成事業及び事務局事業の構成
2. 助成事業は、指定事業と一般事業に区分

区 分	内 容
指定事業	・県域を活動範囲とする農業関係機関、農業団体等が実施する担い手育成事業及び茶業振興事業に対して定額を助成する事業
一般事業	・農業者等の組織、農業協同組合等からの申請に基づき内容を審査の上、適当と認められるものに対して経費の一部を助成する事業

□ 助成事業

1. 指定事業（13,000 千円）

農業関係機関、団体等が実施する担い手育成事業や寄附者の要望に基づく茶業振興事業に対して定額助成する(事業名、予算額等は、〈事業別予算の内容〉参照)。

2. 一般事業（18,500 千円）

農業者等が主体となった現場における課題解決の取組に対し、必要な経費の一部(1/2 以内)を助成する(事業名、助成率、限度額等は、〈事業別予算の内容〉参照)。

(1) 担い手育成対策事業（2,100 千円）

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織、担い手の組織及び農業協同組合が実施する事業に対して助成する。

(2) 地域農業振興対策事業（14,500 千円）

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び鳥獣被害対策、耕作放棄地再生等を行う市民団体が実施する事業に対して助成する。

(3) 農村振興対策事業（1,900 千円）

農村地域の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び食農教育・花育を行う市民団体が実施する事業に対して助成する。

□ 事務局事業（550 千円）

静岡県農林水産業理解促進事業

県民をはじめ、国内外へ幅広く、静岡県の農林水産業を紹介するため、パンフレット「静岡県の農林水産業」を作成・配布する。

組織の運営

通常総会、臨時総会、理事会、事業運営委員会、事業運営委員会小委員会、担当者検討会等を開催し、事業の適正かつ効率的な運営を行う。

予定貸借対照表
令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度 R6.3.31	前年度決算見込 R5.3.31	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	22,851,480	22,299,832	551,648
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
未収金	3,497,868	3,262,998	234,870
流動資産合計	36,349,348	35,562,830	786,518
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,203,961,554	3,204,712,655	△ 751,101
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,004,976,237	4,005,727,338	△ 751,101
(2) 特定資産			
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	49,804,538	49,804,538	0
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	70,804,538	70,804,538	0
(3) その他固定資産			
什器備品	8,266	22,044	△ 13,778
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	8,266	22,044	△ 13,778
固定資産合計	4,075,789,041	4,076,553,920	△ 764,879
資産合計	4,112,138,389	4,112,116,750	21,639
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			
指定正味財産			
出資金	2,051,031,491	2,050,597,865	433,626
寄付金	4,000,000	4,000,000	0
1 指定正味財産合計	2,055,031,491	2,054,597,865	433,626
(うち基本財産への充当額)	(2,001,226,953)	(2,002,619,150)	△ 1,392,197
(うち特定資産への充当額)	(53,804,538)	(52,608,378)	(1,196,160)
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	57,106,898	57,518,885	△ 411,987
(うち特定資産への充当額)	(3,749,967)	(3,745,067)	(4,900)
(うち特定資産への充当額)	(17,000,000)	(17,000,000)	(0)
正味財産合計	2,112,138,389	2,112,116,750	21,639
負債及び正味財産合計	4,112,138,389	4,112,116,750	21,639

収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	24,759,071	23,852,292	906,779
基本財産受取利息	24,759,071	23,852,292	906,779
特定資産運用益	33,367	33,322	45
特定資産受取利息	33,367	33,322	45
受取寄付金	13,000,000	13,000,000	0
受取寄付金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄付金振替額	8,000,000	8,000,000	0
雑収益	5,823	5,378	445
受取利息	5,823	5,378	445
雑収益	0	0	0
経常収益計	37,798,261	36,890,992	907,269
(2) 経常費用		0	0
事業費	38,260,728	36,933,017	1,327,711
給料手当	4,575,785	4,417,000	158,785
福利厚生費	915,157	860,300	54,857
会議費	10,000	10,000	0
旅費交通費	153,000	108,000	45,000
通信運搬費	140,000	147,000	△ 7,000
減価償却費	5,786	25,717	△ 19,931
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	144,000	80,000	64,000
印刷製本費	550,000	500,000	50,000
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	31,500,000	30,500,000	1,000,000
指定事業助成金	13,000,000	13,000,000	0
担い手育成対策事業助成金	2,100,000	2,100,000	0
地域農業振興対策事業助成金	14,500,000	13,200,000	1,300,000
農村振興対策事業助成金	1,900,000	2,200,000	△ 300,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑 費	57,000	75,000	△ 18,000
管理費	3,586,623	3,659,721	△ 73,098
給料手当	2,167,943	2,243,000	△ 75,057
福利厚生費	433,120	433,700	△ 580
会議費	90,000	90,000	0
旅費交通費	17,000	12,000	5,000
通信運搬費	60,000	63,000	△ 3,000
減価償却費	2,480	11,021	△ 8,541
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	36,000	20,000	16,000
印刷製本費	132,000	152,000	△ 20,000
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金(司法書士、会計士)	425,080	425,000	80
委託費	0	0	0
雑 費	133,000	120,000	13,000
経常費用計	41,847,351	40,592,738	1,254,613
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,049,090	△ 3,701,746	△ 347,344
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,049,090	△ 3,701,746	△ 347,344

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,049,090	△ 3,701,746	△ 347,344
一般正味財産期首残高	57,518,885	61,220,631	△ 3,701,746
一般正味財産期末残高	57,106,898	57,518,885	△ 411,987
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
受取寄付金	8,000,000	8,000,000	0
受取寄付金	8,000,000	8,000,000	0
基本財産運用益	8,627,573	8,580,857	46,716
基本財産受取利息	8,627,573	8,580,857	46,716
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	33,367	23,958	9,409
特定資産受取利息	33,367	23,958	9,409
一般正味財産への振替額	△ 16,627,573	△ 17,259,327	631,754
当期指定正味財産増減額	433,626	△ 646,663	1,080,289
指定正味財産期首残高	2,054,597,865	2,055,244,528	△ 646,663
指定正味財産期末残高	2,055,031,491	2,054,597,865	433,626
III 正味財産期末残高	2,112,138,389	2,112,116,750	21,639